

第1段階(以下の全てを満たす方)

- ・被保険者本人及び世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市区町村民税非課税で老齢年金受給者
- ・生活保護受給者・預貯金等が、単身の場合1,000万円以下(夫婦で2,000万円以下)

	サービス費	サービス提供体制強化加算	看護体制加算	食費	滞在費	計/日
要支援1	479	6	8	400	380	1,265
要支援2	596					1,382
介護度1	645					1,439
介護度2	715					1,509
介護度3	787					1,581
介護度4	856					1,650
介護度5	926					1,720

第2段階(以下の全てを満たす方)

- ・被保険者本人及び世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市区町村民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が年間80万円以下の方・預貯金等が、単身の場合650万円以下(夫婦で1,650万円以下)

	サービス費	サービス提供体制強化加算	看護体制加算	食費	滞在費	計/日
要支援1	479	6	8	700	480	1,665
要支援2	596					1,782
介護度1	645					1,839
介護度2	715					1,909
介護度3	787					1,981
介護度4	856					2,050
介護度5	926					2,120

第3段階①(以下の全てを満たす方)

- ・被保険者本人及び世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市区町村民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が年間80万円超120万円以下の方・預貯金等が、単身の場合550万円以下(夫婦で1,550万円以下)

	サービス費	サービス提供体制強化加算	看護体制加算	食費	滞在費	計/日
要支援1	479	6	8	1,100	880	2,465
要支援2	596					2,582
介護度1	645					2,639
介護度2	715					2,709
介護度3	787					2,781
介護度4	856					2,850
介護度5	926					2,920

第3段階②(以下の全てを満たす方)

- ・被保険者本人及び世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市区町村民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が年間120万円超の方・預貯金等が、単身の場合500万円以下(夫婦で1,500万円以下)

	サービス費	サービス提供体制強化加算	看護体制加算	食費	滞在費	計/日
要支援1	479	6	8	1,400	880	2,765
要支援2	596					2,882
介護度1	645					2,939
介護度2	715					3,009
介護度3	787					3,081
介護度4	856					3,150
介護度5	926					3,220

第4段階

- ・第1、第2、第3段階以外の方

	サービス費	サービス提供体制強化加算	看護体制加算	食費	滞在費	計/日
要支援1	479	6	8	1,780	1,231	3,496
要支援2	596					3,613
介護度1	645					3,670
介護度2	715					3,740
介護度3	787					3,812
介護度4	856					3,881
介護度5	926					3,951

◎特別室1,360円(トイレ、洗面台付、1室)もご用意しております
 ※上記の利用料にテレビ使用料(1日:50円)等が必要に応じて加算されます。
 ※食費にはおやつ代100円を含みます。

※以下の加算は対象の方のみご請求させていただきます。

要支援1・2 介護度1～5 1日につき					介護度1～5 1日につき	
認知症行動 ・心理症状 緊急対応加算	若年性認知症 利用者受入加算	送迎加算	療養食加算 1日3回限度	生産性向上推進 体制加算(Ⅱ)	看取り連携 体制加算	緊急短期入所 受入加算
200	120	片道 184	1回 8	1月につき 10	64	90

介護職員処遇改善加算について

『介護職員処遇改善加算』の計算方法は、ひと月のサービス利用単位数 の部分合計額(介護度の基本単位+各種加算の合計単位数)×13.6%
 ※小数点以下は四捨五入で計算させていただきます。

第1段階（以下の全てを満たす方）

- ・被保険者本人及び世帯全員（世帯分離をしている配偶者を含む）が市区町村民税非課税で老齢年金受給者
- ・生活保護受給者・預貯金等が、単身の場合1,000万円以下（夫婦で2,000万円以下）

	サービス費	サービス提供 体制強化加算	看護体制加算	食費	滞在費	計／日
要支援1	479	6	8	400	0	885
要支援2	596					1,002
介護度1	645					1,059
介護度2	715					1,129
介護度3	787					1,201
介護度4	856					1,270
介護度5	926					1,340

第2段階（以下の全てを満たす方）

- ・被保険者本人及び世帯全員（世帯分離をしている配偶者を含む）が市区町村民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が年間80万円以下の方・預貯金等が、単身の場合650万円以下（夫婦で1,650万円以下）

	サービス費	サービス提供 体制強化加算	看護体制加算	食費	滞在費	計／日
要支援1	479	6	8	700	430	1,615
要支援2	596					1,732
介護度1	645					1,789
介護度2	715					1,859
介護度3	787					1,931
介護度4	856					2,000
介護度5	926					2,070

第3段階①（以下の全てを満たす方）

- ・被保険者本人及び世帯全員（世帯分離をしている配偶者を含む）が市区町村民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が年間80万円超120万円以下の方・預貯金等が、単身の場合550万円以下（夫婦で1,550万円以下）

	サービス費	サービス提供 体制強化加算	看護体制加算	食費	滞在費	計／日
要支援1	479	6	8	1,100	430	2,015
要支援2	596					2,132
介護度1	645					2,189
介護度2	715					2,259
介護度3	787					2,331
介護度4	856					2,400
介護度5	926					2,470

第3段階②（以下の全てを満たす方）

- ・被保険者本人及び世帯全員（世帯分離をしている配偶者を含む）が市区町村民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が年間120万円超の方・預貯金等が、単身の場合500万円以下（夫婦で1,500万円以下）

	サービス費	サービス提供 体制強化加算	看護体制加算	食費	滞在費	計／日
要支援1	479	6	8	1,400	430	2,315
要支援2	596					2,432
介護度1	645					2,489
介護度2	715					2,559
介護度3	787					2,631
介護度4	856					2,700
介護度5	926					2,770

第4段階

- ・第1、第2、第3段階以外の方

	サービス費	サービス提供 体制強化加算	看護体制加算	食費	滞在費	計／日
要支援1	479	6	8	1,780	915	3,180
要支援2	596					3,297
介護度1	645					3,354
介護度2	715					3,424
介護度3	787					3,496
介護度4	856					3,565
介護度5	926					3,635

◎特別室1,360円（トイレ、洗面台付、1室）もご用意しております

※上記の利用料にテレビ使用料（1日：50円）等が必要に応じて加算されます。

※食費にはおやつ代100円を含みます。

※以下の加算は対象の方のみご請求させていただきます。

要支援1・2 介護度1～5 1日につき					介護度1～5 1日につき	
認知症行動 ・心理症状 緊急対応加算	若年性認知症 利用者受入加算	送迎加算	療養食加算 1日3回限度	生産性向上推進 体制加算(Ⅱ)	看取り連携 体制加算	緊急短期入所 受入加算
200	120	片道 184	1回 8	1月につき 10	64	90

介護職員処遇改善加算について

『介護職員処遇改善加算』の計算方法は、ひと月のサービス利用単位数 の部分合計額(介護度の基本単位+各種加算の合計単位数)×13.6%
 ※小数点以下は四捨五入で計算させていただきます。

従来型個室

	サービス費	サービス提供体制強化加算	看護体制加算	食費	滞在費	計/日
要支援1	479	6	/	1,780	1,231	3,981
要支援2	596					4,215
介護度1	645		8			4,329
介護度2	715					4,469
介護度3	787					4,613
介護度4	856					4,751
介護度5	926					4,891

多床室

	サービス費	サービス提供体制強化加算	看護体制加算	食費	滞在費	計/日
要支援1	479	6	/	1,780	915	3,665
要支援2	596					3,899
介護度1	645		8			4,013
介護度2	715					4,153
介護度3	787					4,297
介護度4	856					4,435
介護度5	926					4,575

◎特別室1,360円(トイレ、洗面台付、1室)もご用意しております
 ※上記の利用料にテレビ使用料(1日:50円)等が必要に応じて加算されます。
 ※食費にはおやつ代100円を含みます。

※以下の加算は対象の方のみご請求させていただきます。

要支援1・2 介護度1～5 1日につき					介護度1～5 1日につき	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	送迎加算	療養食加算 1日3回限度	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	看取り連携体制加算	緊急短期入所受入加算
200	120	片道 184	1回 8	1月につき 10	64	90

介護職員処遇改善加算について

『介護職員処遇改善加算』の計算方法は、ひと月のサービス利用単位数 の部分合計額(介護度の基本単位+各種加算の合計単位数)×13.6%
 ※小数点以下は四捨五入で計算させていただきます。

従来型個室

	サービス費	サービス提供体制強化加算	看護体制加算	食費	滞在費	計/日
要支援1	479	6	8	1,780	1,231	4,466
要支援2	596					4,817
介護度1	645					4,988
介護度2	715					5,198
介護度3	787					5,414
介護度4	856					5,621
介護度5	926					5,831

多床室

	サービス費	サービス提供体制強化加算	看護体制加算	食費	滞在費	計/日
要支援1	479	6	8	1,780	915	4,150
要支援2	596					4,501
介護度1	645					4,672
介護度2	715					4,882
介護度3	787					5,098
介護度4	856					5,305
介護度5	926					5,515

◎特別室1,360円(トイレ、洗面台付、1室)もご用意しております
 ※上記の利用料にテレビ使用料(1日:50円)等が必要に応じて加算されます。
 ※食費にはおやつ代100円を含みます。

※以下の加算は対象の方のみご請求させていただきます。

要支援1・2 介護度1～5 1日につき				介護度1～5 1日につき		
認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	送迎加算	療養食加算 1日3回限度	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	看取り連携体制加算	緊急短期入所受入加算
200	120	片道 184	1回 8	1月につき 10	64	90

介護職員処遇改善加算について
 『介護職員処遇改善加算』の計算方法は、ひと月のサービス利用単位数 の部分合計額(介護度の基本単位+各種加算の合計単位数) × 13.6%
 ※小数点以下は四捨五入で計算させていただきます。

1割負担 長期利用 養老ショートステイ 料金表 (従来型個室)

令和6年8月1日～
R6.7.31作成

※要支援は31日以上 要介護は61日以上利用の場合

第1段階(以下の全てを満たす方)

- ・被保険者本人及び世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市区町村民税非課税で老齢年金受給者
- ・生活保護受給者・預貯金等が、単身の場合1,000万円以下(夫婦で2,000万円以下)

	サービス費	サービス提供体制強化加算	看護体制加算	食費	滞在費	計/日
要支援1	442	6	8	400	380	1,228
要支援2	548					1,334
介護度1	589					1,383
介護度2	659					1,453
介護度3	732					1,526
介護度4	802					1,596
介護度5	871		1,665			

第2段階(以下の全てを満たす方)

- ・被保険者本人及び世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市区町村民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が年間80万円以下の方・預貯金等が、単身の場合650万円以下(夫婦で1,650万円以下)

	サービス費	サービス提供体制強化加算	看護体制加算	食費	滞在費	計/日
要支援1	442	6	8	700	480	1,628
要支援2	548					1,734
介護度1	589					1,783
介護度2	659					1,853
介護度3	732					1,926
介護度4	802					1,996
介護度5	871		2,065			

第3段階①(以下の全てを満たす方)

- ・被保険者本人及び世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市区町村民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が年間80万円超120万円以下の方・預貯金等が、単身の場合550万円以下(夫婦で1,550万円以下)

	サービス費	サービス提供体制強化加算	看護体制加算	食費	滞在費	計/日
要支援1	442	6	8	1,100	880	2,428
要支援2	548					2,534
介護度1	589					2,583
介護度2	659					2,653
介護度3	732					2,726
介護度4	802					2,796
介護度5	871		2,865			

第3段階②(以下の全てを満たす方)

- ・被保険者本人及び世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市区町村民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が年間120万円超の方・預貯金等が、単身の場合500万円以下(夫婦で1,500万円以下)

	サービス費	サービス提供体制強化加算	看護体制加算	食費	滞在費	計/日
要支援1	442	6	8	1,400	880	2,728
要支援2	548					2,834
介護度1	589					2,883
介護度2	659					2,953
介護度3	732					3,026
介護度4	802					3,096
介護度5	871		3,165			

第4段階

- ・第1、第2、第3段階以外の方

	サービス費	サービス提供体制強化加算	看護体制加算	食費	滞在費	計/日
要支援1	442	6	8	1,780	1,231	3,459
要支援2	548					3,565
介護度1	589					3,614
介護度2	659					3,684
介護度3	732					3,757
介護度4	802					3,827
介護度5	871		3,896			

◎特別室1,360円(トイレ、洗面台付、1室)もご用意しております

※上記の利用料にテレビ使用料(1日:50円)等が必要に応じて加算されます。

※食費にはおやつ代100円を含みます。

※以下の加算は対象の方のみご請求させていただきます。

要支援1・2 介護度1～5 1日につき				介護度1～5 1日につき		
認知症行動 ・心理症状 緊急対応加算	若年性認知症 利用者受入加算	送迎加算	療養食加算 1日3回限度	生産性向上推進 体制加算(Ⅱ)	看取り連携 体制加算	緊急短期入所 受入加算
200	120	片道 184	1回 8	1月につき 10	64	90

介護職員処遇改善加算について

『介護職員処遇改善加算』の計算方法は、ひと月のサービス利用単位数 の部分合計額(介護度の基本単位+各種加算の合計単位数)×13.6%

※小数点以下は四捨五入で計算させていただきます。

第1段階(以下の全てを満たす方)

- ・被保険者本人及び世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市区町村民税非課税で老齢年金受給者
- ・生活保護受給者・預貯金等が、単身の場合1,000万円以下(夫婦で2,000万円以下)

	サービス費	サービス提供体制強化加算	看護体制加算	食費	滞在費	計/日
要支援1	442	6	8	400	0	848
要支援2	548					954
介護度1	589					1,003
介護度2	659					1,073
介護度3	732					1,146
介護度4	802					1,216
介護度5	871		1,285			

第2段階(以下の全てを満たす方)

- ・被保険者本人及び世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市区町村民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が年間80万円以下の方・預貯金等が、単身の場合650万円以下(夫婦で1,650万円以下)

	サービス費	サービス提供体制強化加算	看護体制加算	食費	滞在費	計/日
要支援1	442	6	8	700	430	1,578
要支援2	548					1,684
介護度1	589					1,733
介護度2	659					1,803
介護度3	732					1,876
介護度4	802					1,946
介護度5	871		2,015			

第3段階①(以下の全てを満たす方)

- ・被保険者本人及び世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市区町村民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が年間80万円超120万円以下の方・預貯金等が、単身の場合550万円以下(夫婦で1,550万円以下)

	サービス費	サービス提供体制強化加算	看護体制加算	食費	滞在費	計/日
要支援1	442	6	8	1,100	430	1,978
要支援2	548					2,084
介護度1	589					2,133
介護度2	659					2,203
介護度3	732					2,276
介護度4	802					2,346
介護度5	871		2,415			

第3段階②(以下の全てを満たす方)

- ・被保険者本人及び世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市区町村民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が年間120万円超の方・預貯金等が、単身の場合500万円以下(夫婦で1,500万円以下)

	サービス費	サービス提供体制強化加算	看護体制加算	食費	滞在費	計/日
要支援1	442	6	8	1,400	430	2,278
要支援2	548					2,384
介護度1	589					2,433
介護度2	659					2,503
介護度3	732					2,576
介護度4	802					2,646
介護度5	871		2,715			

第4段階

- ・第1、第2、第3段階以外の方

	サービス費	サービス提供体制強化加算	看護体制加算	食費	滞在費	計/日
要支援1	442	6	8	1,780	915	3,143
要支援2	548					3,249
介護度1	589					3,298
介護度2	659					3,368
介護度3	732					3,441
介護度4	802					3,511
介護度5	871		3,580			

◎特別室1,360円(トイレ、洗面台付、1室)もご用意しております

※上記の利用料にテレビ使用料(1日:50円)等が必要に応じて加算されます。

※食費にはおやつ代100円を含みます。

※以下の加算は対象の方のみご請求させていただいております。

要支援1・2 介護度1～5 1日につき				介護度1～5 1日につき		
認知症行動 ・心理症状 緊急対応加算	若年性認知症 利用者受入加算	送迎加算	療養食加算 1日3回限度	生産性向上推進 体制加算(Ⅱ)	看取り連携 体制加算	緊急短期入所 受入加算
200	120	片道 184	1回 8	1月につき 10	64	90

介護職員処遇改善加算について

『介護職員処遇改善加算』の計算方法は、ひと月のサービス利用単位数 の部分合計額(介護度の基本単位+各種加算の合計単位数)×13.6%

※小数点以下は四捨五入で計算させていただきます。

※要支援は31日以上 要介護は61日以上利用の場合

従来型個室

	サービス費	サービス提供体制強化加算	看護体制加算	食費	滞在費	計/日
要支援1	442	6	8	1,780	1,231	3,907
要支援2	548					4,119
介護度1	589					4,217
介護度2	659					4,357
介護度3	732					4,503
介護度4	802					4,643
介護度5	871					4,781

多床室

	サービス費	サービス提供体制強化加算	看護体制加算	食費	滞在費	計/日
要支援1	442	6	8	1,780	915	3,591
要支援2	548					3,803
介護度1	589					3,901
介護度2	659					4,041
介護度3	732					4,187
介護度4	802					4,327
介護度5	871					4,465

◎特別室1,360円(トイレ、洗面台付、1室)もご用意しております
 ※上記の利用料にテレビ使用料(1日:50円)等が必要に応じて加算されます。
 ※食費にはおやつ代100円を含みます。

※以下の加算は対象の方のみご請求させていただいております。

要支援1・2 介護度1～5 1日につき					介護度1～5 1日につき	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	送迎加算	療養食加算 1日3回限度	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	看取り連携体制加算	緊急短期入所受入加算
200	120	片道 184	1回 8	1月につき 10	64	90

介護職員処遇改善加算について

『介護職員処遇改善加算』の計算方法は、ひと月のサービス利用単位数 の部分合計額(介護度の基本単位+各種加算の合計単位数)×13.6%
 ※小数点以下は四捨五入で計算させていただきます。

※要支援は31日以上 要介護は61日以上利用の場合

従来型個室

	サービス費	サービス提供体制強化加算	看護体制加算	食費	滞在費	計/日
要支援1	442	6	8	1,780	1,231	4,355
要支援2	548					4,673
介護度1	589					4,820
介護度2	659					5,030
介護度3	732					5,249
介護度4	802					5,459
介護度5	871					5,666

多床室

	サービス費	サービス提供体制強化加算	看護体制加算	食費	滞在費	計/日
要支援1	442	6	8	1,780	915	4,039
要支援2	548					4,357
介護度1	589					4,504
介護度2	659					4,714
介護度3	732					4,933
介護度4	802					5,143
介護度5	871					5,350

◎特別室1,360円(トイレ、洗面台付、1室)もご用意しております
 ※上記の利用料にテレビ使用料(1日:50円)等が必要に応じて加算されます。
 ※食費にはおやつ代100円を含みます。

※以下の加算は対象の方のみご請求させていただきます。

要支援1・2 介護度1～5 1日につき					介護度1～5 1日につき	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	送迎加算	療養食加算 1日3回限度	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	看取り連携体制加算	緊急短期入所受入加算
200	120	片道 184	1回 8	1月につき 10	64	90

介護職員処遇改善加算について

『介護職員処遇改善加算』の計算方法は、ひと月のサービス利用単位数 の部分合計額(介護度の基本単位数+各種加算の合計単位数)×13.6%
 ※小数点以下は四捨五入で計算させていただきます。